

火災とまぎらわしい煙又は火災を発生するおそれのある行為
(たき火を含む。)

十日町地域広域事務組合火災予防条例

第45条 次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為(たき火を含む。)

ー注意事項ー

この届出は野外焼却を認めるものではありません。

- 1 強風・乾燥注意報が発表されている時は中止する。
- 2 水バケツや消火器等の消火用具を準備する。
- 3 必ず監視人を置く。
- 4 焼却は小分けにして実施する。
- 5 焼却後は確実に消火し火種がないことを確認する。
- 6 煙や灰が交通の妨げや苦情の原因とならないように注意する。
- 7 周辺住民へ行為の内容を連絡し理解を得てから行う。

※行為が火災予防上危険と判断された場合や苦情の通報が入った場合は行為の中止を指導する場合があります。

※当該届出の内容を管轄する市町村環境担当課等へ連絡します。関係機関から内容確認の連絡がある場合があります。

上記注意事項を厳守し、火災予防に努めるとともに周辺住民への配慮のうえ届出行為を行います。

年　　月　　日　届出者

※記名後届出書(正本、副本)に添付すること。

十日町地域消防本部 警防課警防係 025-757-1558
十日町地域消防署 南分署 025-765-2480
十日町地域消防署 しぶみ分署 025-597-2310